

《マージン率等の公開資料》

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します

■対象期間 令和5年度

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

令和6年10月1日～令和7年9月30日

派遣労働者数 令和7年6月1日現在	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②) ÷ ①
98	25	13,560円	9,696円	28.4%

●マージン率とは

派遣先から株式会社ワークコスモに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの金額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。



●マージンに含まれる費用

派遣会社諸経費内訳

社会保険料	健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険などの事業主負担分
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣への請求はできません)
交通費	派遣社員の通勤等に係る交通費
会社運営経費	健康診断費用 一般健康診断、生活習慣病検診費用、VDT健診、特殊健診
	作業服等購入費用 派遣社員の通勤等に係る交通費就業に伴う、安全確保の為の作業服・安全靴等購入費用
	レクレーション費用 忘年会・新年会・親睦会等に係る費用
	教育研修費用 新入社員配属前の教育・定期的な安全教育・階層別教育費用
	募集・広告費用 派遣労働者の募集に伴う求人媒体費、面接会場費用
	就業管理費用 派遣労働者の就業に関する費用(受付登録・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費)
	営業費用 営業社員・管理社員の人物費及び活動費、法定手続き費用・事務所費・通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、各種保険料、有給休暇費用、会社運営費用を差し引いた利益

2. キャリア形成支援制度に関する事項

- 新入社員配属前の安全教育、マナー教育
- ビジネスマナー教育
- 各種PC研修
- OJT研修
- 階層別研修

■ キャリアコンサルティング相談窓口の連絡先 TEL072-870-2121

■ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結していない

